

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
資産の部		
現金	5,129	6,646
(※1) 預け金	188,885	166,336
買入金銭債権	1,788	1,909
金銭の信託	0	-
有価証券	279,552	298,660
国債	27,289	40,082
地方債	28,873	29,000
社債	116,480	119,689
株式	3,615	2,889
その他の証券	103,293	106,999
貸出金	351,650	354,114
割引手形	3,247	3,238
手形貸付	18,073	16,562
証書貸付	302,719	302,996
当座貸越	27,609	31,316
外国為替	167	142
外国他店預け	167	142
その他資産	5,280	4,994
(※2) 未決済為替貸	186	174
信金中金出資金	3,415	3,415
前払費用	9	7
未収収益	809	745
金融派生商品	-	0
その他の資産	860	651
有形固定資産	5,853	5,901
建物	1,316	1,426
土地	3,869	3,850
リース資産	265	251
建設仮勘定	121	77
その他の有形固定資産	281	294
無形固定資産	283	190
ソフトウェア	159	100
リース資産	107	75
その他の無形固定資産	16	14
(※3) 繰延税金資産	-	177
債務保証見返	483	565
貸倒引当金	△3,852	△3,392
(うち個別貸倒引当金)	△3,375	△2,951
資産の部合計	835,224	836,247

預け金(※1)

日本銀行、信金中央金庫、その他の金融機関への預け金を計上しています。

未決済為替(※2)

お客様からの送金・取立等について、金融機関の間で資金決済されるまで、お客様への振り替え資金を当金庫が立て替えるための勘定です。

繰延税金資産(※3)

税引前当期純利益に対する税負担額を適正に表示するため、税効果会計を適用して法人税等の調整額を計上しています。

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
負債の部		
預金積金	772,258	775,296
当座預金	30,776	33,428
普通預金	298,767	317,999
貯蓄預金	3,065	3,071
通知預金	1,516	1,988
定期預金	409,262	393,612
定期積金	23,486	19,983
その他の預金	5,382	5,211
借入金	6,915	8,596
借入金	6,915	8,596
その他負債	1,759	1,658
(※1) 未決済為替借	289	258
未払費用	249	194
(※2) 給付補填備金	10	5
未払法人税等	67	82
前受収益	179	170
払戻未済金	35	33
職員預り金	385	380
金融派生商品	-	0
リース債務	380	336
資産除去債務	92	94
その他の負債	70	102
賞与引当金	323	318
役員賞与引当金	-	15
退職給付引当金	398	234
役員退職慰労引当金	329	195
睡眠預金払戻損失引当金	39	35
偶発損失引当金	56	52
繰延税金負債	972	-
再評価に係る繰延税金負債	279	279
債務保証	483	565
負債の部合計	783,815	787,247
(※3) 純資産の部		
出資金	3,090	3,077
普通出資金	3,090	3,077
利益剰余金	43,365	44,229
利益準備金	3,148	3,148
その他利益剰余金	40,217	41,081
特別積立金	39,250	39,850
当期末処分剰余金	967	1,231
会員勘定合計	46,455	47,307
その他有価証券評価差額金	4,293	1,033
土地再評価差額金	659	659
評価・換算差額等合計	4,953	1,692
純資産の部合計	51,408	49,000
負債及び純資産の部合計	835,224	836,247

未決済為替(※1)

お客様からの送金・取立等について、資金を相手の金融機関に支払うまでの間、当金庫が一時的に保留するための勘定です。

給付補填備金(※2)

お預りした定期積金の掛け込み状況に基づいて、初回掛け込みから期末までに発生した未払利息相当額を計上しています。

純資産(※3)

当金庫の自己資本を処理するための勘定で、会員の皆さまから受け入れた出資金や、各年度の利益の積み立て額等を計上しています。

財務諸表

2021年度(注)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 3.デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 4.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
 建物 8年~50年
 その他 3年~20年
- 5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
 なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 6.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 7.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 8.貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
 すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部店及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は973百万円です。
- 9.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 10.役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 11.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
 過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額を、それぞれ発生
 の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分)
0.5043%
- ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円

及び別途積立金93,511百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 12.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 13.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
- 14.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 15.外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- 16.消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
- 17.会計上の見積りより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金(貸出金等に係るもの) △3,384百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。
 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の収益力の見通し」であり、債務者ごとに個別に評価し設定しています。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出金条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しています。
 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変更等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 18.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
- 19.子会社等の株式の総額 41百万円
- 20.子会社等に対する金銭債務総額 807百万円
- 21.有形固定資産の減価償却累計額 7,029百万円
- 22.有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
- 23.債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は616百万円、危険債権額は11,993百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 24.債権のうち、三月以上延滞債権額は74百万円です。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 25.債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,443百万円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 26.破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計は14,127百万円です。
 なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 27.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,238百万円です。
- 28.担保に供している資産は次のとおりです。
 担保に供している資産
 預け金 501百万円
 有価証券 12,537百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 560百万円
 借入金 8,596百万円
- 上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。
 また、その他の資産には、保証金171百万円が含まれています。

財務諸表

29.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、1,018百万円です。

30.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は3,190百万円です。

31.出資1口当たりの純資産額 796円15銭

32.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫では、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、24,424百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

33.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれていません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	166,336	166,236	△99
(2)有価証券(*1)	298,107	298,187	79
満期保有目的の債券	4,717	4,796	79
其他有価証券	293,390	293,390	-
(3)貸出金(*1)	354,114	△3,368	
貸倒引当金(*2)	350,745	351,577	831
金融資産計	815,189	816,001	811
(1)預金積金(*1)	775,296	775,329	32
金融負債計	775,296	775,329	32

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。ただし、満期のある預け金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 34. から 36. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証券貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

財務諸表

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	41
非上場株式(*1)	88
非上場REIT(*2)	314
組合出資金(*3)	109
信金中金出資金(*3)	3,415
合計	3,967

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)非上場REITについては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第26項に従い経過措置を適用した投資信託等の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしていません。

(*3)組合出資金及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	92,836	67,500	6,000	-
有価証券(*2)	19,194	73,394	75,391	67,921
満期保有目的の債券	1,159	2,654	773	134
その他有価証券のうち満期があるもの	18,034	70,739	74,617	67,787
貸出金(*3)	58,072	117,493	56,865	85,728
合計	170,103	258,387	138,256	153,650

(*1)預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2)有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3)貸出金のうち、延滞している債権及び、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	676,183	95,562	-	-

(*)預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

34.有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 36.まで同様です。

満期保有目的の債券		(単位:百万円)		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,425	2,479	53
	社債	799	806	6
	その他	893	918	24
	小計	4,118	4,203	84
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	598	592	△5
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	598	592	△5
合計		4,717	4,796	79

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,281	1,470	810
	債券	96,014	94,249	1,764
	国債	18,625	18,005	620
	地方債	16,165	15,824	340
	社債	61,222	60,418	804
	その他	36,453	33,685	2,767
小計		134,748	129,405	5,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	478	516	△38
	債券	88,934	90,112	△1,178
	国債	21,456	21,980	△523
	地方債	9,810	9,886	△75
	社債	57,667	58,245	△578
	その他	69,229	72,012	△2,783
小計		158,642	162,642	△4,000
合計		293,390	292,048	1,342

35.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	404	204	16
債券	280	-	19
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	280	-	19
その他	0	0	0
合計	685	204	36

36.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。当事業年度における減損処理額は、23百万円(うち、株式23百万円)です。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

37.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は51,547百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,345百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

38.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	791百万円
有価証券減損処理額	121
退職給付引当金損金算入限度超過額	63
減価償却超過額	159
賞与引当金損金算入限度超過額	86
その他	296
繰延税金資産小計	1,519
評価性引当額	△1,033
繰延税金資産合計	486
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	308
繰延税金負債合計	308
繰延税金負債の純額	177百万円

39.収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権 13百万円

40.会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しています。なお、この変更による財務諸表への重要な影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過措置に則し、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過措置に則して、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

41.表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

財務諸表

損益計算書

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
経常収益	9,260	8,677
(※1) 資金運用収益	7,537	7,467
貸出金利息	4,194	4,063
預け金利息	175	183
有価証券利息配当金	3,075	3,131
その他の受入利息	90	89
(※2) 役員取引等収益	949	890
受入為替手数料	416	348
その他の役員収益	533	541
その他業務収益	368	80
外国為替売買益	4	8
国債等債券売却益	282	0
国債等債券償還益	9	6
その他の業務収益	71	65
その他経常収益	405	239
償却債権取立益	17	24
株式等売却益	383	204
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	4	10
経常費用	8,229	7,464
(※3) 資金調達費用	155	84
預金利息	144	77
給付補填備金繰入額	6	2
借入金利息	2	2
その他の支払利息	1	1
(※4) 役員取引等費用	719	686
支払為替手数料	189	158
その他の役員費用	529	527
その他業務費用	1,087	427
国債等債券売却損	755	19
国債等債券償還損	328	400
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	3	7
経常費用	5,995	5,671
人件費	3,661	3,528
物件費	2,238	1,947
税金	95	195
その他経常費用	272	594
貸倒引当金繰入額	206	461
貸出金償却	5	39
株式等売却損	21	18
株式等償却	-	23
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	38	52
経常利益	1,031	1,212
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	81	12
固定資産処分損	30	12
減損損失	51	-
税引前当期純利益	950	1,200
法人税、住民税及び事業税	186	230
法人税等調整額	57	43
法人税等合計	244	274
当期純利益	706	926
繰越金(当期首残高)	280	305
土地再評価差額金取崩額	△19	0
当期末処分剰余金	967	1,231

資金運用収益(※1)

貸出金や有価証券等の運用により受け入れる利息収入を計上しています。

役員取引等収益(※2)

振込み等の為替業務に係る手数料や、お客様への各種サービスに対して受け入れた手数料収入を計上しています。

資金調達費用(※3)

お預かりしているご預金の利息や、その他の資金調達に係る支払利息を計上しています。

役員取引等費用(※4)

為替業務や、サービスの提供を受けた対価として支払う手数料のほか、信用保証料の支払額等を計上しています。

2021年度(注)

1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。

2.子会社との取引による収益総額 1百万円

子会社との取引による費用総額 101百万円

3.出資1口当たりの当期純利益金額 15円01銭

4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、844,194千円です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金	967	1,231
剰余金処分額	661	961
普通出資に対する配当金	61	61
特別積立金	600	900
繰越金(当期末残高)	305	270

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査法人による外部監査を受けています。

経営の健全性・透明性を高めるために、一定の規模以上の信用金庫について信用金庫法第38条の2の規定に基づき会計監査人による外部監査が義務付けられています。当金庫は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は適正・適法に作成されている旨の監査意見をいただいています。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2022年6月20日
大垣西濃信用金庫

理事長 栗田 順公